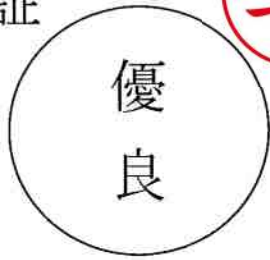


特別管理産業廃棄物処分業許可証

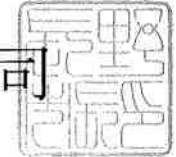


住所 長野県長野市大字大豆島4020番地 3

氏名 イコールゼロ株式会社
代表取締役 林 宏道

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

長野市長 荻原健司



許可の年月日 令和 4 年 5 月 25 日

許可の有効期限 令和11年 5 月 24 日

1. 事業の範囲

中間処理（脱水、中和・凝集沈殿、酸化・還元、蒸発乾固）

- *脱水処理する特別管理産業廃棄物：汚泥（無機性のものであって、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限り、水銀含有ばいじん等は回収義務が生じるものを除く。）
- *中和・凝集沈殿処理する特別管理産業廃棄物：廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限り、水銀含有ばいじん等は回収義務が生じるものを除く。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限り、水銀含有ばいじん等は回収義務が生じるものを除く。）
- *酸化・還元処理する特別管理産業廃棄物：汚泥（無機性のものであって、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸、廃アルカリ（以上いずれも、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- *蒸発乾固処理する特別管理産業廃棄物：汚泥（無機性のものであって、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類 汚泥の脱水施設（前処理としての中和・凝集沈殿処理を含む。）
設置場所 長野市大字大豆島4020番地 3
設置年月日 平成12年 8 月 22 日
処理能力 160 m³/日（稼働時間18時間）
変更許可年月日 平成21年 4 月 13 日 許可番号 95010003

種類 廃酸、廃アルカリの中和・凝集沈殿施設
設置場所 長野市大字大豆島4020番地 3
設置年月日 平成12年 8 月 22 日
処理能力 160 m³/日（稼働時間16時間）
許可年月日 平成12年 8 月 14 日 許可番号 95060001

（裏面へ続く。）



(表面から続く。)

種 類 汚泥、廃酸、廃アルカリの酸化・還元施設 (後処理としての中和・凝集沈殿処理を含む。)
設 置 場 所 長野市大字大豆島4020番地 3
設 置 年 月 日 平成 5 年 5 月 25 日
処 理 能 力 六価クロム化合物40m³/日 (稼働時間 4 時間)

種 類 汚泥、廃アルカリの蒸発乾固施設
設 置 場 所 長野市大字大豆島4020番地 3
設 置 年 月 日 平成 5 年 5 月 25 日
処 理 能 力 2 m³/日 (稼働時間 8 時間)

3. 許可の条件

- (1) 汚泥の脱水施設、廃酸、廃アルカリの中和・凝集沈殿施設及び汚泥、廃酸、廃アルカリの酸化・還元施設は、同一施設を一部共有するため、合計で160m³/日を超えないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 5 月 25 日 新規許可
令和 4 年 5 月 25 日 更新許可

5. 規則第10条の16第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無